

令和7年度後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務に係る  
公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の概要

(1)業務の名称

令和7年度後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務

(2)目的

ICT を用いて膨大な情報が含まれるレセプトデータや健診結果データを分析し、1人1人の行動特性を分類。それぞれの行動特性分類に応じた資材をナッジ理論に基づいて作成し受診勧奨を行うことで健診の受診率向上を図る。その結果、生活習慣病等を早期に発見し、保健指導及び適切な医療につなげる。

(3)内容

仕様書のとおり

(4)履行機関

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(5)提案上限額

7,936,000円(消費税相当額を含む。)

2 公募型参加資格要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)長崎県又は長崎市の競争入札参加資格を有していること。
- (3)長崎県又は長崎市において指名停止措置の期間中でないこと。
- (4)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (5)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6)同一人が代表者(受任者を含む。)となっている法人等が、本件入札に同時に参加していないこと。
- (7)プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の登録があること。
- (8)同種業務の実績があり、本業務の履行能力があること。

3 参加申込に関する事項

(1)提出期限

令和7年3月10日(月)12 時まで【必着】

(2)提出書類(各1部)

- ①参加表明書(様式1)
- ②上記2(2)が証明できる書類等の写し
- ③上記2(7)が証明できる書類等の写し
- ④上記2(8)が証明できる書類等の写し(契約書の写し、仕様書の写しなど)

### (3)提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること

提出する際は件名に「令和7年度後期高齢者健康診査受診勧奨通知作成等業務」と記載すること。  
あわせて、提出した旨を電話にて連絡すること。

また、電子メールで提出した場合、原本については、後日、持参または郵送により提出すること。  
(提案書提出時、同封可)

E-mail: jigyou\_hoken@nagasaki-kouiki.jp

電話:095-816-3932

### (4)提出場所

〒850-0875

長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館内

長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課

### (5)提案資格の確認

参加表明書を提出した者には電子メールにて公募型プロポーザル参加資格確認通知書(様式2)により通知するとともに、プロポーザル参加要請書(様式3)により、提案書の提出を要請する。

## 4 提案書の作成に関する事項

### (1)提案書の作成方法、提案内容、提案書の様式

文書番号	書類名	様式	備考
1	提案書表紙	様式4	
2	提案書	任意様式	提案書は仕様書の内容を踏まえ、わかりやすい表現を用い、以下の内容を盛り込むこと。 ①業務内容 ・勧奨通知文案の提示 ・受診勧奨対象者の抽出及び分類 ・事業の実施結果についての効果検証 ・具体的な数値目標 ②業務スケジュール ・調整や打ち合わせ機会の確保 ・適切なスケジュール管理 ③発注者及び受診勧奨実施市町との業務役割 ④実施体制 ・業務を遂行するための実施体制、連絡体制図 ・個人情報の取扱いにかかる情報セキュリティ対策 ・プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の登録の有無 ⑤業務実績 ・同種業務の実績
3	提案金額及び内訳書	任意様式	消費税及び地方消費税を含む金額とすること

(2)提案書の提出部数、書類作成上の注意事項

提出書類一式をセットにしたものを9部(うち1部は会社名あり、8部は会社名なし)

用紙サイズは原則 A4 サイズとする。ただし、やむを得ない場合は A3 サイズも可とする。A3 サイズを用いる場合は A4 サイズに折り込むこととする。

(3)提出方法

持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。また、配達記録が残る方法を利用すること。)

(4)提案書の提出期限

令和7年3月19日(水)12時【必着】

(5)提出場所

〒850-0875

長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館内

長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課

(6)内容等に関する質問

①質問の受付方法

質問書(様式5)を使用し、電子メールにて提出を行うこと。なお、送信後は必ず電話により到達を確認すること。

②質問の受付期限

令和7年3月5日(水)12時【必着】

③質問書送付先及び連絡先

E-mail: jigyou\_hoken@nagasaki-kouiki.jp

電話:095-816-3932

④質問に対する回答

令和7年3月12日(水)17時までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式6)により参加申込提出業者すべてに直接電子メールまたはFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

5 ヒアリングに関する事項

提出された提案書について、提案者から説明を受けるためヒアリングを実施する。

(1)実施日

令和7年3月27日(木)

(2)実施場所

〒850-0875

長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館内

長崎県後期高齢者医療広域連合事務局

(3)ヒアリング内容

①時間

説明及び質疑応答 30分以内(説明20分、質疑10分)

②出席者

3人以内

③その他

ヒアリング用の機材(PC等)は提案者で用意すること(モニターは広域連合で用意する)。

また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

## 6 審査方法に関する事項

### (1) 評価及び審査の方法

- ・提出された提案書等によるプレゼンテーションの特定委員会を開催し、評価基準に基づいて、原則、審査会当日に評価、採点する。
- ・各委員の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を受託候補者とする。
- ・同点の場合は、特定委員会委員の協議により受託候補者を決定する。
- ・企画提案が1者であった場合でも評価及び審査を実施した上、特定委員会委員の協議により業務履行能力を判断する。
- ・なお、次の場合は失格とする。

①提案者の得点が満点の2分の1(小数点以下切り捨て)未満の場合

(例)特定委員会委員1人の配点100点、審査を行った委員7人の場合

$$\text{満点}100\text{点} \times 7\text{人} = 700\text{点}$$

$$\text{満点の}2\text{分の}1 = 700\text{点} \times 1/2 = 350\text{点}$$

提案者の得点が350点未満の場合は失格となる。

②評価項目において、1項目でも「不可」とした委員が2人以上いた場合

③提案金額が、「1 業務の概要(5)提案上限額」を超過している場合

### (2) 評価基準

評価項目	評価内容	評価点					
		優	良	普	不良	不可	配点
①業務内容	・通知書が効果的な内容及びデザインであるか。	20	15	10	5	0	20
	・分析に基づく効果的な抽出及び分類となっているか。	20	15	10	5	0	20
	・事業の実施結果についての効果検証が適切であるか。 ・具体的な目標が示されているか。	10	7	5	3	0	10
②業務スケジュール	・調整や打ち合わせ機会の確保 ・適切なスケジュール管理	10	7	5	3	0	10
③発注者等との業務役割	・発注者及び受診勧奨実施市町に過大な負担を求める提案となっていないか。	10	7	5	3	0	10
④実施体制	・適切な人員体制 ・業務実施に必要な経験を有する者の配置 ・個人情報の取扱いにかかる情報セキュリティ対策	10	7	5	3	0	10
⑤業務実績	・同種業務の実績	10	7	5	3	0	10
⑥提案金額	・提案内容に対して適正な金額であるか。	10	7	5	3	0	10
合計							100

## 7 審査結果の通知等に関する事項

受注者として決定した者に対しては、決定通知書(様式7)、受注者として決定しなかった者に対しては、非決定通知書(様式8)により、それぞれ3月28日(金)に通知する。

## 8 その他必要な事項

- (1)使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2)本件にかかる書類等の作成、提出等の一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3)提出された参加表明書及び提案書は返却しない。ただし、長崎県後期高齢者医療広域連合情報公開条例(平成19年2月2日条例第4号)に基づき、開示することがある。
- (4)提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5)受託者は本業務を実施する場合には、発注者と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

## 9 担当課

〒850-0875 長崎県長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階

長崎県後期高齢者医療広域連合 事業課 担当：松尾、板川

電話：095-816-3932

FAX：095-823-2425

E-mail: jigyou\_hoken@nagasaki-kouiki.jp